

顔写真付の「住基カード」は身分証明書になります

笠松町に住民登録があるかたは住民基本台帳カード（住基カード）の交付を受けることができます。

住基カードは、高いセキュリティ機能をもつICカードで、このカードと公的個人認証サービスを利用すれば、自宅のパソコンからインターネットを通じて、さまざまな行政手続きをいつでも簡単に行うことができます。

また、住基カードには、顔写真付と顔写真なしの2種類があり、顔写真付の住基カードを取得すれば、運転免許証やパスポートなどと同様に公的な身分証明書として利用できます。

これからは、顔写真付の身分証明書の提示を求められる場面が増えてきます。平成19年1月4日より金融機関などで10万円を超える現金を振り込む際には、公的な身分証明書の提示が必要になりました。そのような時に、運転免許証などをお持ちでないかたには顔写真付住基カードが便利です。

他にも次のような場面で住基カードを身分証明書として利用できます。

- ・銀行などで口座を開設するとき
- ・パスポートの申請のとき
- ・書留郵便の受け取りのとき

住基カードは、役場住民課窓口で申請できます。顔写真付住基カードを申請する場合には次のものがが必要です。

印鑑

本人確認できるもの（運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳（証書）など）

顔写真（たて4.5センチ×よこ3.5センチで、無帽・正面・無背景のもの。また、6ヶ月以内に撮影したもの）

顔写真付を希望しないかたは、は不要です。

【交付手数料】1枚 500円

住基カードは即日交付ではありませんので、余裕をもってお申し込みください。



老人保健からのお知らせ

老人医療費は、受給者のかたが、かかった医療費の一部を医療機関の窓口で支払いますが、残りの医療費は、国・県・町からの公費負担や、各保険者からの拠出金（老人保健拠出金）により賄われています。

制度改正により平成14年10月から対象年齢が75歳以上に引き上げられ、老人保健の対象者が減少したことにより医療費の総額は年々減少していますが、1人当たり医療費は増加傾向にあります。

【笠松町の老人保健の現状】

年度	対象者数 人	医療費の額(年間) 円	一人当たり医療費(年間) 円
14年度	2,624	2,071,064,340	789,278
15年度	2,534	2,119,416,029	836,391
16年度	2,433	2,098,100,670	862,351
17年度	2,336	1,979,436,374	847,361

医療費が増加すれば、拠出金が増え、拠出金が増えれば、各保険者の保険料負担も増えるということになると同時に、町の負担も増えることになります。日頃から健康の保持に努め、医療費を有効に使うために次のようなことを心がけましょう。

- ・時間外、休日受診はなるべく避けましょう
- ・病院のかけもちはやめましょう
- ・むやみに薬をほしがるのはやめましょう

【問合せ先】住民課